平成２６年（フ）第１２８４号
横浜市西区霞ケ丘41番地１　ラ・パルフェ・ド・セヴェールＮｏ．４―309号
債務者　上田　吉人
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３５号
横浜市栄区飯島町2392番地１
債務者　尾崎　修
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４０号
横浜市鶴見区市場大和町３番10号　ハイツクリサンズマン401
債務者　目黒　善秋
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２号
釧路市鳥取大通７丁目５番７号
債務者　山本　鉄夫
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月12日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６２０号
東京都武蔵村山市岸３丁目８番地の７
債務者　沼畑　純
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６５５号
東京都西東京市田無町３丁目４番30号プロスペリテ502号
債務者　野澤　悦子
1　決定年月日時　平成26年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１５１０号
福岡市城南区七隈４丁目１―９―305、住民票上の住所福岡市城南区南片江１丁目14番11―203号
破産者　小原　恒
1　決定年月日　平成26年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８３号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目17番18号
破産者　古橋　劭
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
静岡県湖西市鷲津3407番地　M’ｓ谷上102、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区村櫛町3437番地の１
破産者　柴田　忠彦
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１２６１号
福岡県中間市中間３丁目23番１号
破産者　山本　誠一
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１７号
札幌市南区澄川４条４丁目２番18号グランステージみなみ１―103号、開始決定時の住所札幌市南区簾舞４条６丁目１番３号
破産者　片岡　明広
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
栃木県小山市中央町２丁目９番14号
破産者　小倉登美子
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第３９２号
新潟市北区すみれ野２丁目７番23号
破産者　池田　重男
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
秋田県湯沢市表町４丁目10番７号
破産者　田尻　祥子
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第８０号
秋田県湯沢市表町４丁目10番７号
破産者　田尻　順和
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第８５号
埼玉県熊谷市箱田７丁目２番61号
破産者　秋田　雅美
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５３０号
横浜市神奈川区菅田町799番地　ひまわり団地４号棟209号室
破産者　本田　勉
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部